

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 1 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 2 月 2 6 日

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

総務部

総務課、人事課、税務課、債権特別対策室及び消防課

3 監査の期間

平成28年11月28日から平成28年12月26日まで

4 監査の方法

今回の監査は、平成27年度及び平成28年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 支出関係について

ア 災害派遣に伴う宿泊料の支出に一部誤りがある。また、支給額の算定において疑義があるものが存在する。関係法令に基づき適切に処理するとともに、災害派遣にかかる旅費等の取扱いについて別に定められたい。

【人事課】

イ 扶養親族認定申請に伴う事務処理に一部誤りがある。関係法令に基づき適切な処理をされたい。

【人事課】

(2) 契約関係について

ア 契約締結事務の処理等が一部不適切である。関係法令等に基づき適切な事務処理に改められたい。

【税務課】

(3) その他について

ア 行政不服審査法に基づく不服申立ての教示について、一部徹底されていない部署が存在する。不服申立てについて総括する貴課において調整し、周知されたい。

【総務課】

イ 貴室の分掌事務とされている「債権管理の適正化に関すること。」に基づき、早急に債権管理条例を制定されたい。

【債権特別対策室】